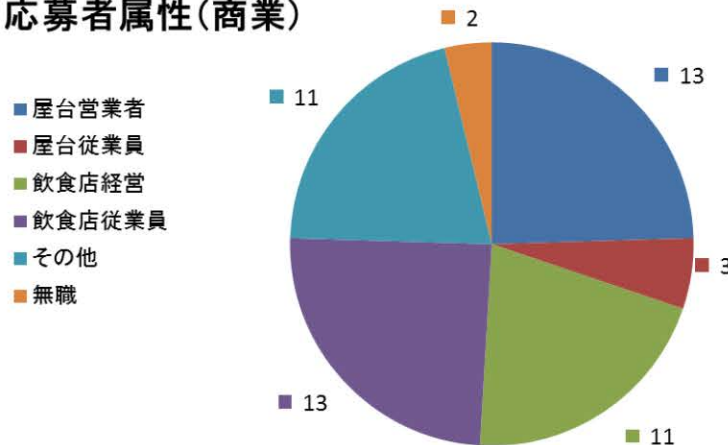


# 第一次（書類）審査について（案）

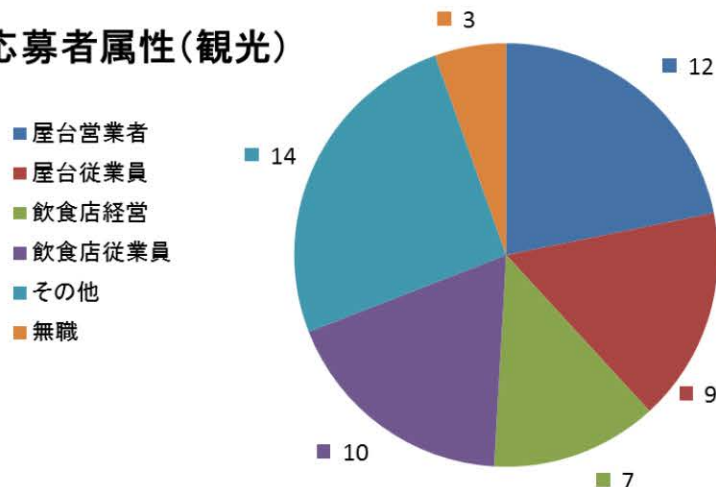
## 1. 応募状況

| 募集区分  | 商業地域 | 観光スポット | 計    |
|-------|------|--------|------|
| 募集箇所数 | 15   | 13     | 28   |
| 応募数   | 53   | 55     | 108  |
| 倍率    | 3.53 | 4.23   | 3.86 |

### 応募者属性(商業)



### 応募者属性(観光)

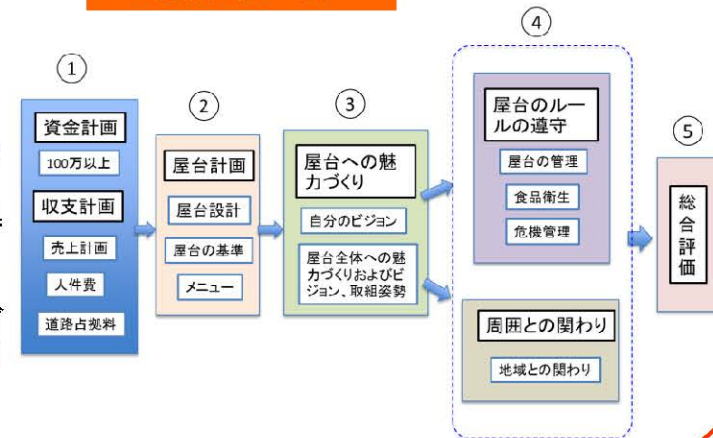


## 2. 審査部会による審査について

- 審査基準表及び採点表については別紙②・③のとおり
- 専門性の高い食品衛生については、（公益）福岡市食品衛生協会会長南原委員の講評を参考に評価
- 部会ごとに下記の流れにより選定

### 商業地域エリア

健全な屋台経営を考慮しているのかを確認しつつ、屋台への魅力づくりや屋台へのルールと地域との関わり、そして人物的な総合評価を基礎点にもとづいて評価し、2つ以上の項目で基準点以下かどうかをチェックし判定した。



### 観光スポットエリア

屋台の魅力向上や街の賑わい創出への貢献について、どれだけ期待出来るかという視点で議論し、基礎審査上位者であり、新規性や独創性等、是非面接を行いたいと思わせる魅力ある提案をしている者から順に選定した。

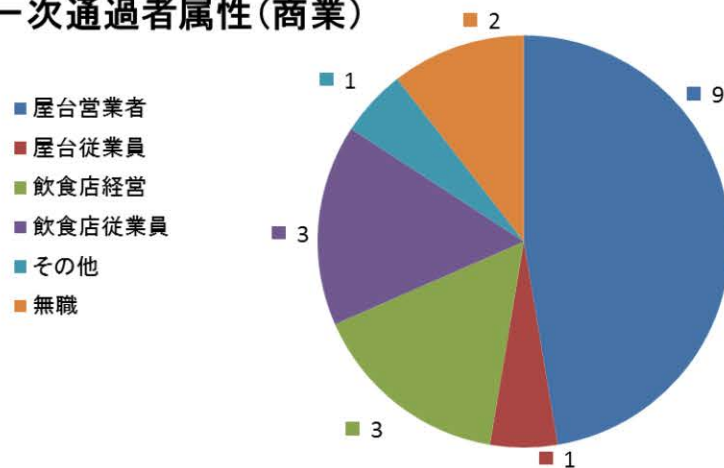


# 第一次（書類）審査について（案）

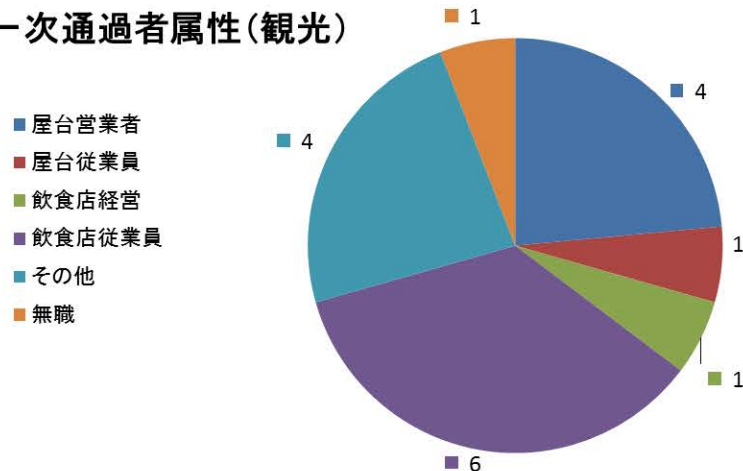
## 3. 各審査部会における一次通過者（案）の概要

| 募集区分   | 商業地域 | 観光スポット | 計    |
|--------|------|--------|------|
| 募集箇所数  | 15   | 13     | 28   |
| 一次通過者数 | 19   | 17     | 36   |
| 倍率     | 1.27 | 1.31   | 1.29 |

### 一次通過者属性（商業）



### 一次通過者属性（観光）



## 4. 応募要件に関する取扱いについて

規則及び募集要項においては下記の記載をしており、説明会でもこの点について説明したところだが、該当者が判明したため、ご報告するもの。

- ・「市町村税の滞納がないこと」（規則第17条）
- ・「滞納がないことが確認出来ない場合は失格」（募集要項）

### 1. 取扱い

滞納者及び未申告者については、失格とする。

市の公共の場所を占用し、営利活動を行う者を選定していることの意味や、多くの納税者が落選している状況を重く受け止め、滞納者及び必要な申告をしていない者については厳格に取り扱うべきと考える。

市町村税の滞納がないことが応募の要件であることについては十分に説明している。

### 2. 結果

- ・ 商業地域エリア 3名
  - ・ 観光スポットエリア 7名
- ※うち未申告者2名